

議案第 112 号

枚方市介護保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市介護保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）2 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 保険料率を改定するため。

枚方市介護保険条例の一部を改正する条例

枚方市介護保険条例（平成12年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「34,300円」に改め、同項第2号中「49,600円」を「47,800円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「52,000円」に改め、同項第4号中「63,700円」を「67,800円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「75,300円」に改め、同項第6号中「81,400円」を「86,600円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第7号中「85,000円」を「90,400円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第8号中「88,500円」を「94,100円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第9号中「106,200円」を「113,000円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第10号中「109,800円」を「128,000円」に改め、同号イ中「300万円」を「320万円」に、「400万円」を「420万円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第11号中「123,900円」を「146,900円」に改め、同号イ中「400万円」を「420万円」に、「600万円」を「520万円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第12号中「131,000円」を「158,200円」に改め、同号イ中「600万円」を「520万円」に、「800万円」を「620万円」に改め、同号口中「又は第14号口」を「、第14号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第13号中「148,700円」を「169,500円」に改め、同号イ中「800万円」を「620万円」に、「1,000万円」を「720万円」に改め、同号口中「又は次号口」を「、次号口、第15号口又は第16号口」に改め、同項第14号中「162,900円」を「173,200円」に改め、同号イ中「1,000万円」を「720万円」に、「1,500万円」を「820万円」に改め、同号口中「部分を除く。）」の次に「、次号口又は第16号口」を加え、同項第15号中「177,100円」を「222,200円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 192,000円

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号口に該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 207,100円

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,200円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「21,200円」を「21,500円」に、「31,900円」を「32,800円」に改め、同条第4項中「21,200円」を「21,500円」に、「49,600円」を「51,600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,600円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>90,400円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,400円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,000円</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>イ [略]</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>94,100円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>113,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>210万円</u>以上<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は</u></p>	<p>イ [略]</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>88,500円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第16号ロに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>128,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>146,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>158,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>109,800円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>300万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第13号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>131,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>600万円以上800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、<u>第14号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>169,500円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第15号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>173,200円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>720万円以上820万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>192,000円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>820万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該</p>	<p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ<u>又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>148,700円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>162,900円</u></p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(16) 次のいずれかに該当する者 207,100円</u></p> <p><u>イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 222,200円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行うものとし、その者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、前項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>32,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>51,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 177,100円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の減額賦課を行うものとし、その者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,200円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、前項中「<u>21,200円</u>」とあるのは、「<u>31,900円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,200円</u>」とあるのは、「<u>49,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>